

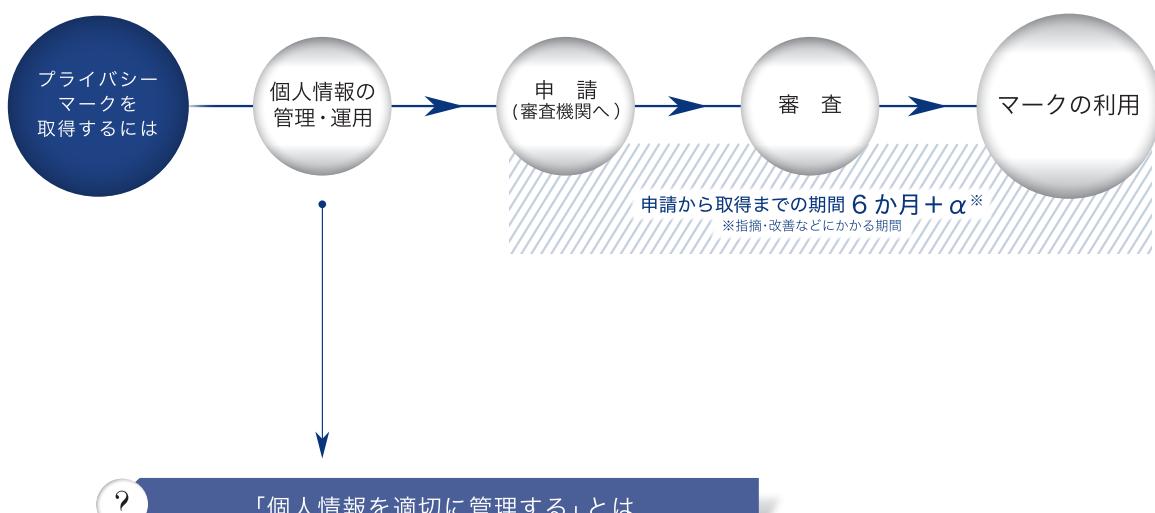


## ■ プライバシーマーク制度



プライバシーマークは、「個人情報を適切に管理していると評価された事業者」が使用できるマークです。プライバシーマーク制度は、事業者の個人情報を適正に管理する仕組み（PMS：個人情報保護マネジメントシステム）の構築・運用状況が適切であるかを評価しています。

取得する事業者にとっては、社内の体制構築や運用など個人情報の管理体制強化、従業員の意識向上による事故リスクの低減のほか、対外的には、信頼獲得によるビジネスチャンスの拡大が期待されます。



「個人情報を適切に管理する」とは

個人情報保護に関する  
「Plan (計画)」「Do (実績)」「Check (点検)」「Act (改善)」を  
繰り返し実施して、  
「個人情報保護」に関するレベルアップを図ることです。  
その管理・運用がしっかりとできているかを、  
審査で確認します。

費用は事業規模によって異なります。  
参考：中規模事業者が新規で申請した場合 … 628,573円（税込）



## ■ 認定個人情報保護団体



JIPDEC 認定個人情報保護団体の対象事業者となることで、消費者等から寄せられた、個人情報の取扱いに関する苦情処理や漏えい事故等の際にサポートが受けられます。

また、法制度の改正に関する解説や留意点、事故報告等の事例を題材とした注意喚起など、時宜に合わせた情報をセミナー等を通じて提供するほか、個人情報の適正な取扱いや仮名加工情報・匿名加工情報等、データの利活用に関する助言および個別相談も行っています。

## ■ CBPR認証



CBPR (Cross Border Privacy Rules) は、より広範囲な個人データの円滑な越境移転や異なる法域における規律の相互運用性を促すことを目的に、企業等が越境する個人データの保護に関して一定の保護要件を満たしていることを国際的な規準で認証する制度です。

JIPDECは日本のCBPRのAA(アカウンタビリティ・エージェント)として、認証審査のほか、制度の運営や普及を行っています。

国際標準の認証を取得した事業者は、日本から海外へ、海外から日本への個人データのスムーズな移転が可能となる他、国内外の取引先、消費者に対する信頼の獲得にもつながります。

## ■ JIPDEC トラステッド・サービス登録



JIPDEC Trusted Service Registration®



安心・安全なデジタル社会の実現に向けて、電子署名等に必要な電子証明書を発行するトラストサービス（認証局・電子証明書取扱業務）や、リモート署名サービスを審査・評価し、登録基準に適合した信頼性のあるトラストサービスを公表しています。

JIPDECトラステッド・サービス登録のロゴマークは登録基準への適合を証明し、利用者に安心してご利用いただけるトラストサービスであることを対外的に示すことができます。

## ■ 標準企業コード

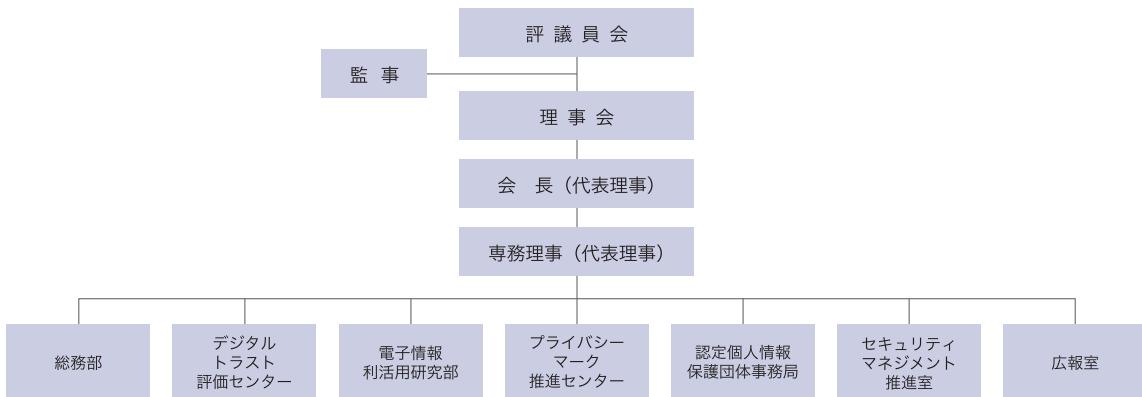
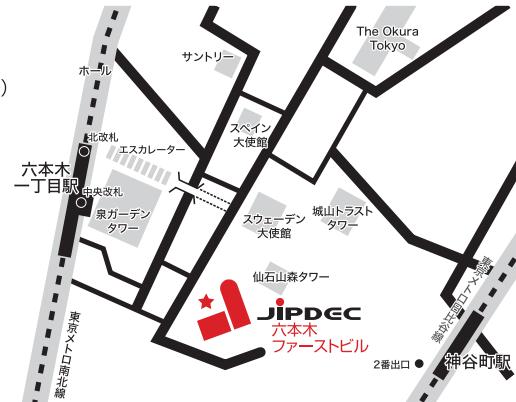


「標準企業コード」は、さまざまな業界において、電子データ交換・オンライン取引で採用されており、各業界のコードセンターと連携して、その登録管理を行っています。またJIPDECは、ISOおよび国連CEFACTに企業コードの発番機関として登録されています。

標準企業コードを採用することで、「各取引先からそれぞれ異なるコードを振られて、取引のたびに混乱する」「取引先が増えるたびにコードを発番したり、管理したりするのが面倒」「取引先ごとのデータ集約に時間がかかり、リアルタイムに調達状況の分析や需要予測が行えない」といった手間や煩雑さから解放されます。

## JIPDEC協会概要

- 名 称：一般財団法人日本情報経済社会推進協会（英文名称：JIPDEC）  
[ 法人番号：1010405009403 ]
- 設 立：1967(昭和42)年12月20日
- 会 長：杉山 秀二
- 基本財産：39億9,900万円
- 事業規模：24億3,130万円(2024年度予算)
- 職 員 数：84名(2024年4月1日現在)
- 所 在 地：東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内



## 沿革

|         |   |
|---------|---|
| 1967.12 | 財団法人日本情報処理開発センター(JIPDEC)設立 東京都港区芝公園三丁目5番8号に事務所を設置 |
| 1998.4  | プライバシーマーク制度運用を開始                                  |
| 2002.4  | ISMS適合性評価制度の本格運用を開始                               |
| 2003.4  | 電子署名法に基づく指定調査機関としての指定を受ける                         |
| 2005.6  | 個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体として認定を受ける                    |
| 2008.12 | プライバシーマーク 付与事業者数が1万社の大台に                          |
| 2011.4  | 一般財団法人化に伴い、一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) に改称        |
| 12      | 事務所を東京都港区六本木一丁目9番9号に移転                            |
| 2016.1  | わが国初のAPEC CBPRシステム アカウンタビリティ・エージェント(AA)として認定される   |
| 10      | プライバシーマーク 付与事業者数が1万5,000社を超える                     |
| 11      | ISMS適合性評価制度 認証取得組織数が5,000件を超える                    |
| 2017.10 | トラストサービス評価事業を開始                                   |
| 12      | JIPDEC設立50周年                                      |
| 2022.4  | ISMS適合性評価制度創設20周年                                 |
| 2023.4  | プライバシーマーク制度創設25周年                                 |
| 2024.4  | グローバルCBPRシステム アカウンタビリティ・エージェント(AA)として認定される        |

## JIPDEC(ジブデック)とは

私たちJIPDECは、1967年の設立以来、「情報社会基盤の整備」「個人情報の保護」に重点をおき、個人情報をはじめとしたさまざまなデータが適切に取り扱われ、企業も生活者もより安心できる社会を目指し、ITの進展や普及状況に合わせてさまざまな事業を展開してまいりました。

現在、データ活用やプライバシーへの対応は喫緊の経営課題であり、企業の信頼性を担保する第三者認証制度など「健全な情報流通を助け、皆さまの活動を円滑にする支援」の必要性はさらに高まっています。

私たちは、これまでの活動にお寄せいただいた信頼や期待にお応えできる組織であり続けるため、今後も公益的な事業を通じて情報経済社会の発展を支えてまいります。

## JIPDECの活動

プライバシーマーク制度の運営、電子証明書を発行する認証局等の信頼性を評価するトラストサービス評価事業のほか、データの利活用に関する産学官のニーズ調査・研究、IT施策の支援など、さまざまな調査研究・政策提言、普及活動等も行っています。

## 主な活動

- 個人情報保護、プライバシー、セキュリティ、デジタルトラストに関する調査研究
- 国際標準化活動への参画
- IT関連施策への提言および支援
- IT利活用に関する国内外の法制度や企業動向、消費者意識に関する調査
- 上記テーマに関する動向や実務対応に関する情報提供、普及啓発

## 賛助会員制度のご案内

- 対象：JIPDECの活動目的をご理解・ご賛同をいただき、事業活動全般をご支援いただける企業・組織

- 1口 10万円（非課税）





一般財団法人日本情報経済社会推進協会  
<https://www.jipdec.or.jp/>

〒106-0032  
東京都港区六本木一丁目9番9号  
六本木ファーストビル内  
Tel 03-5860-7555